

【事務局に関わる細則】

教育文化交流推進委員会（以下、本会とする）定款第68条第4項に基づき必要な細目をここに定める。

（事務局長の業務）

- 第1条 事務局長は、会長の委嘱業務・招集業務および通知業務、監事の通知業務、ならびに理事会の承認した業務に関わる事務処理を行う。
2. 事務局長は総会で議決された事業推進を行うため委員会を掌理する。
 3. 事務局長は業務を遅滞なく行うために、会長・理事・監事・委員会・事務管理部・地域会・連絡協議会・海外連絡部・海外協力団体その他必要関係者との連絡を密にしなければならない。

（事務局職員）

- 第2条 事務局長の下に、必要な職員を置くことができる。
2. 事務局内にインターン制度を設けることができる。